

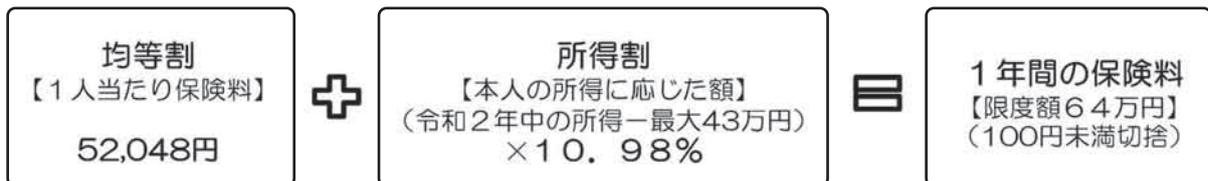
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の保険料のお支払いと  
保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

## ■ 7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》



○ 1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。

○ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ◆ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減（年額）

● 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

● 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

● 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 （世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合
	令和3年度
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）	7割
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	5割
43万円+（52万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

・給与等の収入金額が55万円を超える方

・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

● この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。（52,048円→26,024円）

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

新型コロナウイルス感染症の予防に努めましょう!!

### ■ 保険証が新しくなります

現在、ご使用の水色の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄緑色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、くらし応援課住民係までお申し出ください。

新しい保険証は黄緑色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険者区分	第20号 4月 1日
交付期限	昭和 20年 4月 1日
一割負担金の割合	1割
被保険者番号に保険番号の表示及び印	89011900
北海道後期高齢者医療広域連合	公印(赤)

### ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在、ご使用の黄色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、くらし応援課住民係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付期限	〇〇年 8月 1日
被保険者区分	区分Ⅱ
所得入替年度	〇〇年 8月 1日
被保険者番号に保険番号の表示及び印	89011900
北海道後期高齢者医療広域連合	公印(赤)

#### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付期限	〇〇年 8月 1日
被保険者区分	現役Ⅱ
被保険者番号に保険番号の表示及び印	89011900
北海道後期高齢者医療広域連合	公印(赤)

#### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

くらし応援課住民係

電話：68-2112

ゴミは、分別して出しましょう!!